

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年7月まで

私が20歳になると、両親は私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間当時は、自宅に国民年金保険料の集金に来た地区の集金人がカードのような用紙に押印していたような記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、同居していた申立人の母は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、地区の集金人に納付していたと述べているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで  
② 昭和42年4月から43年3月まで

私の国民年金保険料は、国民年金に加入した当初から、夫が毎月、集落の納税組合を通じて納付していた。

納付していた夫は大変真面目で、家計状況も悪くなく、納付できない事情は無いので、未納とされていることに納得できない。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は国民年金制度発足当初の昭和35年10月7日に連番で払い出されており、A市が保管する申立人に係る納税組合員台帳によれば、申立人は、国民年金に加入した当初からB市（現在は、A市）C町D地区の納税組合に加入していたことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該納税組合の組合員は、申立人及び申立人の夫を除いて全員が国民年金保険料を完納した記録となっており、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人の夫が所持する国民年金手帳（昭和41年4月1日発行）の昭和42年度に係る国民年金印紙検認記録欄に検認印が無く、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も未納となっている。

また、社会保険事務所が保管する申立人及び申立人の夫の特殊台帳によれば、申立期間②の昭和 42 年度については、未納の記録となっており、同年度の摘要欄には「未納者カード」を作成した旨の記録が確認でき、国民年金保険料が未納であったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年9月までの期間及び58年11月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで  
② 昭和58年11月から62年2月まで

私は、勤務していた会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付書により納付した。

また、申立期間②の国民年金保険料も、納付したと記憶しているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年3月26日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録及びA市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、未加入期間とされており、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる。

また、申立人には、これら二つの申立期間以外にも、11の期間で合計85か月の未加入期間及び未納期間があり、国民年金保険料を納付した記録は、昭和56年2月及び3月の2か月のみである。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 43 年 3 月まで

申立期間については、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母が私の分と一緒に毎月、納税組合に納付していた。

既に、母は亡くなっており、詳細について確認できないが、母には未納期間が無いのに、私には未納期間があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする母は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、母が毎月、納税組合を通じて納付していた旨述べているところ、A市が作成した国民年金被保険者名簿の納付記録によれば、申立期間直後の昭和 43 年度の国民年金保険料は昭和 44 年 2 月 28 日に一括して納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 1 月 20 日に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料の大半が時効により納付できない上、申立期間については、A市が作成した前述の被保険者名簿の納付記録では未納となっており、当該記録は、社会保険事務所が保管する特殊台帳の納付記録と一致している。

加えて、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は昭和 23 年以降、A市から転居していないことが確認できることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

自衛隊を定年退職する際に、担当者から再就職するまでの1か月間に年金の空白期間が生じないように、市役所で国民年金の手続を行うことを勧められたので、そのとおりに加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。

領収書は無いが、昭和39年から記入している「忘備録」の平成2年のページには「国民年金8月分 8,400円納入」と記載されているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳について、申立期間後に再就職した会社で交付された年金手帳以外に所持したことは無いと述べているところ、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から提出された「忘備録」に記載された国民年金保険料は、申立期間当時の国民年金保険料の一人分と合致するところ、申立人は、平成2年8月の時点で退職共済年金の受給権を有していたことから、申立期間は国民年金の任意加入対象者であり、一方、申立人の退職に伴い第3号被保険者から強制被保険者となった申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付していることから、「忘備録」に記載されている国民年金保険料は申立人の妻の分とも考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで  
会社を退職した昭和61年4月に、A県B市役所で国民年金の加入手続を行ったが、その後、市役所から国民年金保険料の未納の督促が無かったので、納付されているものと思っていた。  
C県D市に転入してから、紛失した年金手帳を再発行してもらった際にも、職員から年金手帳を紛失してもデータは消えないと言われたので安心していった。  
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が同市からD市に転入した後の平成5年5月に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間直後の3年4月の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された5年5月に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間に係る国民年金保険料について、申立人の妻も未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間に国民年金に加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの期間、平成元年1月から2年3月までの期間、同年6月から3年3月までの期間、同年9月、4年2月、同年8月から同年9月までの期間、同年11月、5年2月、同年4月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間及び6年2月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から63年3月まで  
② 平成元年1月から2年3月まで  
③ 平成2年6月から3年3月まで  
④ 平成3年9月  
⑤ 平成4年2月  
⑥ 平成4年8月から同年9月まで  
⑦ 平成4年11月  
⑧ 平成5年2月  
⑨ 平成5年4月  
⑩ 平成5年7月  
⑪ 平成5年9月から同年11月まで  
⑫ 平成6年2月から7年3月まで

私は、集金人の男性に、申立期間の国民年金保険料を支払っていたので、認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月以降の申立期間のすべてについて、集金人に国民年金保険料を支払い、集金人からは一度も領収書を渡されなかったと述べているところ、A県B市において戸別徴収が開始されたのは平成元年10月であり、同市では、集金人は領収書を持参しており、国民年金保険料を集金した場合は領収書を渡していたはずであるとしている。

また、申立期間は近接している上、12 回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を行政側が続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。